

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.30

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。



今回は、傷病手当金と老齢厚生年金との調整についてです。



相談者

Q

私は、63歳の女性で現在、病気休職により傷病手当金を受給しています。また、同時に老齢厚生年金も受給しています。今の会社は10年間勤務したのですが、病状もあまり思わしくないので退職するつもりでいます。退職後も今までと同じように傷病手当金と老齢厚生年金の両方受給できるのでしょうか？

A

退職などで被保険者の資格を喪失した場合でも、傷病手当金を支給すべき状態であれば支給要件（退職日以前1年以上引き続いて被保険者であること）を満たすことで、支給開始日から1年6か月以内の期間継続して傷病手当金が支給されます。なお、喪失後一時的に労務可能となった場合には、治療している



城間先生

可否かを問わず、再度労務不能となっても傷病手当金は支給されません。あなたの場合、10年間継続して勤務しており、現在、傷病手当金を受給しているということなので、退職後の傷病手当金給付は引き続き受けられます。

次に、退職後の老齢厚生年金と傷病手当金の両方の受給について。退職後（資格喪失後）に引き続き傷病手当金を受給できる方が、老齢厚生年金も受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が老齢厚生年金の額よりも多いときは、老齢厚生年金の額との差額が支給されます（健保法108条4項）。

ちなみに傷病手当金の額と厚生年金との額との調整についてはどちらも日額での比較になります。

《傷病手当金の支給日額の計算式》

支給開始以前12か月の標準報酬の平均÷30日×2/3＝支給日額・・・A

《老齢年金額の支給日額の計算式》

年金額÷360日＝年金支給日額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・B

[例]

12か月の平均標準報酬月額20万円、老齢年金120万円の場合

A：200,000円÷30日×2/3＝4,444円

B：1,200,000円÷360日＝3,333円

A（4,444円）－B（3,333円）＝1,111円（差額）

A（傷病手当金日額）の方が多いため、1,111円（差額）×日数分が傷病手当金として支給されることになります。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金）

12月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

